

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて
疑問に思ったこと、
医師または患者さんに聞
かれて困ったこと、医師に疑
義照会して対応したがいまひとつ納
得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問
に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せくだ
さい。なお、回答は本誌
に掲載することによってのみ行い
ます。電話やファクシミリによる回答
はご容赦ください。また、特殊なケース
の質問は、採用されないこともありますのであ
らかじめご了承ください。

Q 薬剤服用歴管理料は、処方薬の重複投薬や相互作用などを確認したうえで、薬剤情報提供と服薬に関する基本的な説明・指導を行った場合に算定するものとされていますが、算定要件の中で挙げられている項目は、薬歴に毎回すべての情報を記載しなければならないのでしょうか。 (匿名希望)

A 薬剤服用歴管理料の算定要件で示されている薬歴への記載項目は、あくまでも例示的なものです。処方内容や患者の状況に応じて、患者に確認すべき事項や指導内容は異なりますので、処方せん受け付けの都度、すべての項目に該当する情報を薬歴に記載しないと算定できないということはありません。

薬剤服用歴管理料は、患者の薬歴に基づいて、重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認したうえで、服薬に関する基本的な説明および指導を行った場合に算定するもので、2006年4月からはこれに加えて、文書(またはこれに準ずるもの)による薬剤情報提供についても行うことが必須要件として追加されています。

服薬に関する基本的な説明・指導を行ううえで、患者から「重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認」することは欠かせません。そのため、薬剤服用歴管理料の算定要件では「体質・アレルギー歴・副作用歴」、「服薬状況」、「併用薬(一般用医薬品を含む)」などの患者から確認した情報を、忘れずに薬歴へ記載することが求められています(表1)。

しかし、調剤に当たり患者から確認すべき情報は、処方内容や患者の状況などに応じて異なるのが普通で

表1 薬歴に記載が求められている事項の例

区分10	薬剤服用歴管理料
(1)~(2)	<略>
(3)	薬剤服用歴管理料を算定する場合は、薬剤服用歴の記録に、次の事項等を記載する。
ア	氏名・生年月日・性別・被保険者証の記号番号・住所・必要に応じて緊急時の連絡先等の患者についての記録
イ	処方した保険医療機関名及び保険医氏名・処方日・処方内容等の処方についての記録
ウ	調剤日・処方内容に関する照会の要点等の調剤についての記録
エ	患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の患者についての情報の記録
オ	患者又はその家族等からの相談事項の要点
カ	服薬状況
キ	患者の服薬中の体調の変化
ク	併用薬(一般用医薬品を含む。)の情報
ケ	合併症の情報
コ	他科受診の有無
サ	副作用が疑われる症状の有無
シ	飲食物(現に患者が服用している薬剤との相互作用が認められているものに限る。)の摂取状況等
ス	指導した保険薬剤師の氏名
<以下、略>	

(2006年3月6日 保医発第0306001号、厚生労働省保険局医療課長通知)

あり、必ずしも毎回確認する必要性が認められないものもあるでしょう。すなわち、算定要件で挙げられている項目は、あくまでも例示的なものとして示されているのであって、処方せん受け付けの都度、すべての項目に関する情報の記載が求められているわけではないということがわかります。

患者から確認すべき情報の内容は、処方せん受け付けの都度、処方内容や患者の状況などに応じて適宜判



断するとともに、情報収集できた事項については、保険請求の客観性を確保するためにも忘れずに薬歴へ記載してください。

Q 長期投薬情報提供料は、長期投薬情報提供料1と長期投薬情報提供料2に分かれています。これらの考え方について、今ひとつわからないところがあります。これらの主な違いはどのような点でしょうか。(匿名希望)

A 長期投薬情報提供料1および2は、ともに長期投薬(14日分超)の処方せんが交付された患者を対象として、服薬期間中における患者側からの求めに応じて、情報提供(長期投薬情報提供料1)もしくは服薬指導(長期投薬情報提供料2)を行うことを評価するものです。さらに長期投薬情報提供料1の場合は、その薬剤の服用にかかる「重要な情報を知ったとき」に、その内容を患者へ情報提供します(図1, 2)。

また、保険請求のタイミングについては、長期投薬情報提供料1が「処方せん受付時」(すなわち情報提供

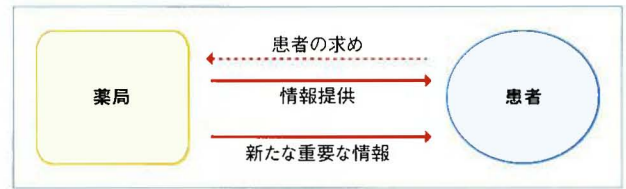


図1 長期投薬情報提供料1の基本的な考え方

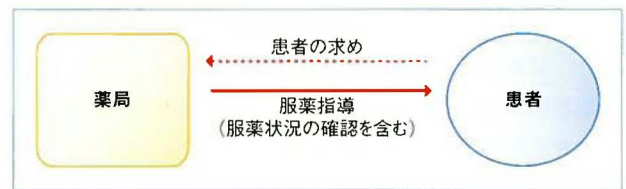


図2 長期投薬情報提供料2の基本的な考え方

の実施前)に算定するものであるのに対し、長期投薬情報提供料2は「次回の処方せん受付時」(すなわち服薬指導の実施後)に算定することになります(表2)。

長期投薬情報提供料1は、患者に医薬品緊急安全性情報などの「重要な情報」を提供することは十分知られているようですが、患者からの求めに応じて情報提供



表2 長期投薬情報提供料の主な特徴

	長期投薬情報提供料1	長期投薬情報提供料2
対象	長期投薬(14日分超)の処方せんが交付された患者 (患者側からの求めに応じて)	
調剤報酬における 評価範囲	情報提供	服薬状況の確認、指導 (算定時に再度、服薬状況を確認)
	「重要な情報」(医薬品緊急安全性情報、医薬品・医療機器等安全性情報)の提供(服薬期間中に新たに入手した場合)	-
患者同意の確認方法	文書	口頭で可
算定のタイミング	処方せん受付時(情報提供の実施前)	次回の処方せん受付時(服薬指導の実施後)
点数	18点/14日分	28点/指導につき

を行うことまで含めて評価されていることは、あまり認識されていないようです。患者にもそのことをきちんと伝え、正しく理解してもらうことが必要でしょう。

なお、以上の説明は長期投薬情報提供料1および長

期投薬情報提供料2の基本的な考え方を示したものです。詳細な内容は実際の算定要件(厚生労働省保険局医療課長通知)を確認されるようお願いいたします。



PTPシートの除包作業を省力化し、調剤業務のスピードアップを実現します。

パラスター

PTP除包機パラスタシリーズ 型式(N-2C)^{PAT.P}

調剤業務の助っ人

1枚0.5秒の早業で、
調剤業務のスピードUP

デモ機無料貸出中!

まずはお試しください、使い勝手の良さをご実感ください。

パラスターに関する資料請求、デモ機の貸出、お見積りなどは、電話メールにてお気軽にお申し付けください。弊社HPにてご使用になられている「お客さまの声」を掲載させていただいております。

中洲電機株式会社
岐阜県関市西本郷通7丁目5番33号
TEL : (0575)22-5349 FAX : (0575)24-6160
<http://www11.ocn.ne.jp/~nakasu/index.html>

